

○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日20210208保局第2号）（傍線部分は改正部分、二重傍線部分は新設部分）

改正案	現行
<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、法第43条第4項の職務、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる<u>事業場又は設備</u>（以下「事業場等」という。）<u>を行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。</u></p>	<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、法第43条第4項の職務、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる<u>事業場又は設備</u>に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。</p>
<p>1.（略）</p> <p>（1）法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p><u>なお、この取扱いは、自家用電気工作物の電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可及び規則第52条第4項ただし書の承認についても、同様とする。</u></p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する<u>事業場等</u>に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの<u>事業場等</u>に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する<u>事業</u></p>	<p>1.（略）</p> <p>（1）法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する<u>事業場</u>に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの<u>事業場</u>に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する<u>事業</u></p>

場等に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場等に常時勤務する者。）。ただし、当該委託契約において、（1）①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。

（2）（略）

（3）次に掲げる要件の全てに適合する場合においては、自家用電気工作物の設置場所と異なる事業場等に常時勤務する者を、電気主任技術者として選任することができる。この場合の法第43条第3項の届出については、次に掲げる要件の全てに適合することを確認できる説明書等を添付すること。

① 選任する事業場等が最大電力2,000キロワット未満の需要設備であつて、電圧7,000ボルト以下で受電するもの。

② 選任する事業場等と選任する者が、次のいずれかに該当すること。

イ 選任する者が自家用電気工作物の設置者又はその役員若しくは従業員であること

ロ 選任する者が自家用電気工作物の設置者の親会社又は子会社の従業員であること

ハ 選任する者が自家用電気工作物の設置者と同一の親会社の子会社の従業員であること

ニ （1）ただし書に規定する設置者による選任及び（2）に規定するみなし設置者による選任であつて、選任する者が常時勤務する事業場等の設置者と、自家用電気工作物の設置者が同一であること

③ 選任する者が、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

④ 選任する者の執務の状況が次に適合すること。

イ 選任する事業場等は、選任する者が常時勤務する事業場等又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと

場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、当該委託契約において、（1）①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。

（2）（略）

（新設）

⑤ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(4) 発電事業者がその発電事業の用に供する電気工作物であって、当該発電事業者と異なる者（以下(4)において「設備運用者等」という。）がその工事、維持及び運用を行うものについては、当該発電事業者及び設備運用者等が連名で主任技術者の選任を行うものとする。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、発電事業者と設備運用者等の責任分担を明確化した上で、当該発電事業者と設備運用者等の連名により定めるものとする。

(5) 一般送配電事業を営む者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第3項第4号の発電事業者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱う。

(6) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下(6)において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合にあつては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合にあつては、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととする。なお、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱うこととし、別の法人として改組する場合にあつては、両事業者の責任分担を明確化した上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。

(3) 発電事業者がその発電事業の用に供する電気工作物であって、当該発電事業者と異なる者（以下(3)において「設備運用者等」という。）がその工事、維持及び運用を行うものについては、当該発電事業者及び設備運用者等が連名で主任技術者の選任を行うものとする。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、発電事業者と設備運用者等の責任分担を明確化した上で、当該発電事業者と設備運用者等の連名により定めるものとする。

(4) 一般送配電事業を営む者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第4項第4号の発電事業者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱う。

(5) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律72号。以下(5)において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合にあつては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合にあつては、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととする。なお、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱うこととし、別の法人として改組する場合にあつては、両事業者の責任分担を明確化した上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。

<p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 電気主任技術者を選任しようとする<u>事業場等</u>が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① ダム水路主任技術者を選任しようとする<u>事業場等</u>が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする<u>事業場等</u>が、火力発電所（内燃力を原動力とするものを除く。以下本項において同じ。）、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。</p> <p>② (略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 電気主任技術者を選任しようとする<u>事業場又は設備</u>が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① ダム水路主任技術者を選任しようとする<u>事業場</u>が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする<u>事業場又は設備</u>が、火力発電所（内燃力を原動力とするものを除く。以下本項において同じ。）、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。</p> <p>② (略)</p>
<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる<u>事業場等</u>について行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。</p> <p>なお、常時監視するにあたっては、電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）<u>第47条の2</u>及び第48条に定める各項目に準じた</p>	<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる<u>事業場又は設備</u>（以下、「<u>事業場等</u>」という。）について行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。</p> <p>なお、常時監視するにあたっては、電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）<u>第47条</u>及び第48条に定める各項目に準じたもので</p>

<p>ものであること。</p> <p>ニ～ハ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>①から③までに係る事項が保安規程に適切に反映されていること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>①から③までに係る事項が保安規程に適切に反映されていること。</u></p>	<p>あること。</p> <p>ニ～ハ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。</u></p>
<p>4. (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>① 太陽電池発電所が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第46条第1項に掲げる発電所に該当しないものであって、電気設備の技術基準の<u>解釈第47条の2</u>第5項第2号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>② 太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の<u>解釈第47条の2</u>第1項第3号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。</p> <p><u>なお、告示第4条第4号に規定する太陽電池発電所（告示第4条第4号の2及び第4号の3に規定する受変電設備を除く。以下②において同じ。）又は告示第4条第8号ロに規定する需要設備に係る月次点検については、電気管理技術者等が当該設備の設置場所（以下「現地」という。）と異なる場所</u></p>	<p>4. (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>① 太陽電池発電所が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第46条第1項に掲げる発電所に該当しないものであって、電気設備の技術基準の<u>解釈第47条</u>第5項第2号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>② 太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の<u>解釈第47条</u>第1項第3号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。</p> <p>(新設)</p>

(以下「遠隔地」という。)から適確に行える場合にあつては、現地又は遠隔地のいずれかで行うことができるものとする。このうち、告示第4条第8号口に規定する需要設備にあつては、3月に1回以上を現地で行わなければならない。また、遠隔地で点検を実施する場合にあつては、その旨を保安規程に規定すること。

イ (略)

(イ) 点検項目

(a) ~ (d) (略)

(e) その他必要に応じて、保安規程に定める項目

(ロ) 対象設備等

(a) ~ (h) (略)

(i) その他必要に応じて、保安規程に定める設備

ロ (略)

ハ イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があつた場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。その際、告示第4条第8号口に規定する需要設備に係る問診を遠隔地で行う場合にあつては、設置者又はその従事者は、原則として現地にて問診を受けるものとする。

③~⑥ (略)

(8) ~ (10) (略)

(11) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあつては、住居部分(その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。)の点検は、(7)②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について(平成15・12・19原院第12号)」3.に該当する場合には1年に1回)以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。

イ (略)

(イ) 点検項目

(a) ~ (d) (略)

(新設)

(ロ) 対象設備等

(a) ~ (h) (略)

(新設)

ロ (略)

ハ イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があつた場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③~⑥ (略)

(8) ~ (10) (略)

(11) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあつては、住居部分(その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。)の点検は、(7)②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合には1年に1回)以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備（以下「当該燃料電池発電設備」という。）の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、（7）②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者（以下「機器販売事業者等」という。）による整備記録の確認も併せて行うこと。

①～⑥ （略）

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備（以下「当該燃料電池発電設備」という。）の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、（7）②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者（以下「機器販売事業者等」という。）による整備記録の確認も併せて行うこと。

①～⑥ （略）

5. （略）

(1) 水力発電所に係る規則第52条第3項の承認は、水路式発電所であつて、かつ、ダム¹の基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものについて行うものとする。

(2)～(4) （略）

(5) （略）

①～② （略）

イ （略）

(イ)～(ロ) （略）

(a)～(i) （略）

(j) (a) から (h) までに付属する測定装置及び警報装置並びに (i) の状況を監視するための装置

ロ （略）

③～⑧ （略）

(6)～(8) （略）

5. （略）

(1) 水力発電所に係る規則第52条第3項の承認は、水路式発電所（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格B 0119（2009）において定められた水路式発電所をいう。）であつて、かつ、ダム¹の基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものについて行うものとする。

(2)～(4) （略）

(5) （略）

①～②（略）

イ （略）

(イ)～(ロ) （略）

(a)～(i) （略）

(j) (a)～(h) に付属する測定装置及び警報装置並びに (i) の状況を監視するための装置

ロ （略）

③～⑧ （略）

(6)～(8) （略）

6. (略)

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場等の最大電力が2,000キロワット以上(ただし、発電所については出力2,000キロワット以上。このうち、太陽電池発電所については出力5,000キロワット以上。)となる場合又は兼任させようとする事業場等が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする事業場等が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

②～③ (略)

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場等は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ (略)

⑤ (略)

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする水力発電所のダムの基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上となる場合又は兼任させようとする事業場等が6以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①～④ (略)

(3) (略)

① (略)

② 兼任させようとする事業場等は2以下とすること。ただし、兼任させよう

6. (略)

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

②～③ (略)

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ (略)

⑤ (略)

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする水力発電所のダムの基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①～④ (略)

(3) (略)

① (略)

② 兼任させようとする事業場又は設備は2以下とすること。ただし、兼任さ

とする事業場等が既に選任されているものと同一の又は隣接する構内にある場合は、この限りでない。

③～⑤（略）

(4) 1. (4) から (6) までにおける規則第52条第4項ただし書の承認については、(1) から (3) までの規定を準用する。

せようとする事業場又は設備が既に選任されているものと同一の又は隣接する構内にある場合は、この限りでない。

③～⑤（略）

(4) 1. (3) から (5) までにおける規則第52条第4項ただし書の承認については、(1) から (3) までの規定を準用する。